



長野県報

5月19日(木)
平成17年
(2005年)
第1660号

目 次

告 示

土壤汚染対策法に基づく指定区域の指定（平成16年8月19日長野県告示第491号）により指定した全部の区域の指定の解除（水環境課）	1
農業近代化資金融資利子補給金交付要綱（昭和36年長野県告示第421号）の一部改正（農政課）	1
長野県漁業改善資金貸付規程（昭和56年長野県告示第559号）の廃止（農政課）	2
園芸特産振興事業補助金交付要綱（昭和49年長野県告示第226号）の一部改正（園芸特産課）	2
家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の有効期間の延長（畜産課）	4
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し（会計課）	4

公 告

落札者の決定（情報政策課）	5
随意契約の相手方の決定（情報政策課）	5
平成17年度の自衛官（2等陸士、2等海士及び2等空士）の募集期間等（市町村課）	5
一般競争入札（2件）（管財課）	6
一般競争入札（医務課）	7
特定非営利活動法人の設立の認証申請（3件）（生活文化課NPO活動推進室）	8
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（2件）（産業政策課）	9
平成17年度技術専門校の信州ものづくりスキルアップ事業の受講者の募集（雇用・人財育成課）	11
家畜伝染病発生の報告（畜産課）	11
土地改良区の定款変更の認可（土地改良課）	11
県営土地改良事業の工事の完了（15件）（土地改良課）	11
土地改良区役員の就退任の届出（土地改良課）	14
一般競争入札（医務課県立病院室）	14
一般競争入札（産業技術支援課）	15

告 示

長野県告示第249号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第5条第4項の規定に基づき、土壤汚染対策法に基づく指定区域の指定（平成16年8月19日長野県告示第491号）により指定した全部の区域の指定を解除する。

平成17年5月19日

長野県知事 田中康夫

水環境課

長野県告示第250号

農業近代化資金融資利子補給金交付要綱（昭和36年長野県告示第421号）の一部を次のように改正し、平成17年度の融資に係る資金の利子補給金から適用する。

平成17年5月19日

長野県知事 田中康夫

第1中「農業近代化資金助成法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）の規定に基づき、「」を削る。

第4第1号の表中「法第2条第1項第1号に掲げる者（）を「農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第2条第1項第1号に掲げる者（）に、「第2条第2項」を「第4条第4項」に改める。

農政課

長野県告示第251号

長野県漁業改善資金貸付規程（昭和56年長野県告示第559号）は、公布の日をもって廃止し、平成17年度以前の年度のこの告示による廃止前に貸し付けた長野県漁業改善資金貸付規程の規定による貸付金については、なお従前の例によります。

平成17年5月19日

長野県知事 田中康夫

農政課

長野県告示第252号

園芸特産振興事業補助金交付要綱（昭和49年長野県告示第226号）の一部を次のように改正し、平成17年度の補助金から適用します。

平成17年5月19日

長野県知事 田中康夫

別表の園芸振興総合対策の項中

園芸王国づくり推進事業	1 市町村、農業協同組合又は知事が適当と認める団体が重点産地を対象として、園芸王国づくり推進事業実施計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 優良品種早期産地化型事業 (2) 高度・省力栽培導入型事業 (3) 生産出荷体制強化型事業 (4) 域内流通支援型事業 2 市町村が1に掲げる事業を行う農業協同組合又は知事が適当と認める団体（以下「農協等」という。）に対し、補助する場合における当該補助に要する経費	3分の1以内 10分の10以内。ただし、1に掲げる事業に要する経費の3分の1を限度とする。
-------------	--	--

に改め、同表の特産振興対策の項中

新製品開発促進事業	1 市町村又は農業等が新製品開発促進事業実施計画に基づいて行う事業に要する経費 2 市町村が1に掲げる事業を行う農協等に対し、補助する場合における当該補助に要する経費	2分の1以内 10分の10以内。ただし、1に掲げる事業に要する経費の2分の1を限度とする。
マーケティング強化推進事業	長野県農産加工品開発推進協議会が行うマーケティング強化推進事業に要する経費	知事が定める額
新用途繭推進事業	信州ブランド繭・蚕用途開発協議会が行う新用途繭推進事業に要する経費	2分の1以内

を

新用途繭推進事業	信州ブランド繭・蚕用途開発協議会が新用途繭推進事業計画に基づいて行う事業に要する経費	2分の1以内
----------	--	--------

に改め、同表の流通対策の項中

地方市場施設整備事業	1 市町村及び一部事務組合並びに地方公共団体が主たる出資者となつておる法人（以下「市町村等」という。）が地方市場施設整備事業実施計画に基づいて行う事業に要する経費	10分の3以内。ただし、市場の施設の整備に要する経費のうち統合を目的として行う卸売市場の新設若しくは改良、食肉を主たる取扱品目とする卸売市場の新設又は災害復旧のため緊急に行う卸売市場の改良に係るものであつて売場施設、貯蔵・保管
------------	---	---

を

		施設のうち多温度管理等高度化を図るもの、駐車施設のうち立体・地下化等高度利用を図るもの、構内舗装、搬送施設のうち場内物流効率化システム、衛生施設のうち環境保全・衛生管理強化施設及び情報処理施設のうち情報ネットワーク通信基盤システム（以下「売場施設等」という。）については2分の1以内 2分の1以内	「 卸売市場活性化推進事業 1 卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者（以下「卸売業者等」という。）で構成する団体が卸売市場活性化推進事業実施計画に基づいて行う次に掲げる区分の事業に要する経費 (1) 市場機能強化タイプ (2) 統合・大型化タイプ 2 市町村が1に掲げる事業を行う卸売業者等で構成する団体に対し、補助する場合における当該補助に要する経費 2 分の1以内	公設地方卸売市場における施設の整備につきましては5分の1以内。公設以外の地方卸売市場における施設の整備につきましては4分の1以内 5分の1以内。ただし、公設地方卸売市場の売場施設等につきましては3分の1以内。 公設以外の地方卸売市場における施設の整備につきましては4分の1以内。 10分の10以内。ただし、1に掲げる事業に要する経費に1に係る補助率を乗じた額を限度とする。
--	--	---	--	---

を

「 地方市場施設整備事業 1 地方公共団体又は地方公共団体が主たる出資者となつてゐる法人（以下「市町村等」という。）が地方卸売市場施設整備事業実施計画に基づいて行う事業に要する経費 2 市町村等が1の事業を実施するための事務に要する経費	3分の1以内 2分の1以内	「 食品小売業経営活性化ビジネスモデル支援事業 事業協同組合又は知事が適当と認める団体が行う食品小売業経営活性化ビジネスモデル支援事業に要する経費	2分の1以内
---	------------------	---	--------

に改め、

「 10分の10以内。ただし、市場の施設の整備に要する経費の10分の3（市場の施設の整備に要する経費のうち統合を目的として行う卸売市場の新設若しくは改良又は食肉を主たる取扱品目とする卸売市場の新設に係るものであつて売場施設等につきましては2分の1）を限度とする。 2分の1以内	「 10分の10以内。ただし、市場の施設の整備に要する経費の3分の1を限度とする。 2分の1以内	「 卸売市場活性化推進事業 1 卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者（以下「卸売業者等」という。）で構成する団体であつて、中小企業等協同組合法に基づき設立された事業協同組合等が卸売市場活性化推進事業実施計画に基づいて行う次に掲げる区分の事業に要する経費 (1) 市場機能強化タイプ (2) 統合タイプ (3) 大型化タイプ 2 市町村が1に掲げる事業を行う卸売業者等で構成する団体に対し、補助する場合における当該補助に要する経費 10分の10以内。ただし、1に掲げる事業に要する経費に1に係る補助率を乗じた額を限度とする。
--	--	--

改め、

に改め、同表の水産振興対策の項中「長野県内水面総合振興計画に基づいて」を削り、同項中

水産資源増殖 推進事業	1 長野県漁業協同組合 連合会が河川湖沼における水産資源の増殖推進を図るために行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 未利用水面開発のための増殖推進事業 (2) シナノユキマス、木崎マス及び湖沼型アマゴ等の有用魚種の増殖推進事業	3分の1以内
	2 長野県漁業協同組合 連合会が1に掲げる事業を行う漁業協同組合に対し、補助する場合における当該補助に要する経費	10分の10以内。ただし、1に掲げる事業に要する経費の3分の1を限度とする。

長野県長野地方事務所告示第7号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成17年4月30日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成17年5月19日

長野県長野地方事務所長 堀内清司

売りさばき人の名称	住所
有限会社 林屋酒店	長野市妻科215番地

会計課

を

水産資源増殖 推進事業	1 長野県漁業協同組合 連合会が河川湖沼における水産資源の増殖推進を図るために行う、未利用水面開発のための増殖推進に要する経費 2 長野県漁業協同組合 連合会が1に掲げる事業を行う漁業協同組合に対し、補助する場合における当該補助に要する経費	3分の1以内
	10分の10以内。ただし、1に掲げる事業に要する経費の3分の1を限度とする。	

コイ種苗生産 支援事業	1 コイ養殖団体等が、採卵から食用コイまでの生産を行う事業に要する経費 2 市町村が1に掲げる事業を行う団体等に対し、補助する場合における当該補助に要する経費	2分の1以内
	10分の10以内。ただし、1に掲げる事業に要する経費の2分の1を限度とする。	

に改める。

園芸特産課

長野県告示第253号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から、同法第4条第1項本文の規定による平成17年度定期種畜検査において、現在交付している種畜証明書の有効期間を超えるものについては、同法第6条第2項の規定により、当該有効期間を当該検査の日まで延長した旨通報があった。

平成17年5月19日

長野県知事 田中康夫

畜産課